

# 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」に関する公募公告説明会

## 近畿中国森林管理局 森林整備課

12月12日（金）15時～16時（1時間程度）

- ・公募公告説明：15時～15時30分
- ・質疑応答：15時30分～

注1：申請に当たっては、公募公告を必ずご確認ください。

2：本説明会は記録のため録画させていただきます。また、後日、当局ホームページ上に質疑等の概要を公表します。

# 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」に関する公募公告説明会

## 協定の目的

- 林業の収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の展開
  - ➡ 今後増加する主伐後の再造林にあたって、成長に優れる特定母樹由来の特定苗木の積極的な導入による低コスト造林に取り組む。
- 「みどりの食料システム戦略」（令和3年5月）
  - ➡ エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用について、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指す。

**生産協定により特定苗木の普及促進及び  
早期の安定的な生産体制を整備**

# 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」に関する公募公告説明会

## ● 概 要

近畿中国森林管理局と苗木生産者等で複数年（2ヶ年間）に渡る生産協定を締結し、署等の請負事業で使用。

## ● 公募物件の内容（内訳等の詳細は公告参照）

物件番号1（鳥取、広島ブロック）

- ・ス ギ：鳥取森林管理署、広島北部森林管理署  
R9 - 10,100本 R10 - 10,300本

物件番号2（広島、山口ブロック）

- ・ヒノキ：広島北部森林管理署、広島森林管理署、  
山口森林管理事務所

R9 - 7,200本 R10 - 12,000本

※年毎の具体的な出荷量等は事前に双方協議の上決定

## ● 協定期間

協定締結日から令和11年3月31日

（R9秋植分、R10秋植分の2年度間（春植は対象外））

## ● 募集方法

企画提案型による公募。

# 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」に関する公募公告説明会

## 申請の要件

- 林業種苗法第10条に基づき、都道府県知事から生産事業者の登録を受けていること。複数の生産者で構成される団体の申請にあっては、出荷しようとする生産者すべてがその登録を受けていること。
- 令和4年度から令和6年度の3年度間に渡って、十分な造林用苗木の生産、販売実績を有していること。
- 近畿中国森林管理局長から指名停止の期間中ではないこと。
- 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に抵触しないこと。

# 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」に関する公募公告説明会

## 企画提案する課題

- ① 特定苗木の生産・流通にかかるコストの縮減に向けた取組
- ② 特定苗木の出荷作業の効率化に向けた取組
- ③ 特定苗木の安定供給に向けた取組
- ④ 新たな技術の開発や販路拡大に向けた取組
- ⑤ 地域の林業等への貢献に向けた取組
- ⑥ 上記以外に独自で行っている取組等
- ⑦ 販売希望単価
- ⑧ 予定本数が増加する場合の対応

## 申請書等作成における留意事項

- 最近の情勢を踏まえた具体的な内容を、可能な限り数値指標を用いて取組の目玉やトピックス等を分かりやすく記載。
- 複数の生産者で構成される団体の企画提案書については、代表者を定め、その代表者が提案内容をとりまとめて作成。
- 上記による場合の販売希望単価は、すべての生産者の価格をとりまとめ統一の単価を記載。

# 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」に関する公募公告説明会

## 申請書等作成における留意点

提案課題	求める取組内容の例	配点
①特定苗木の生産・流通にかかるコストの縮減に向けた取組	生産規模拡大や設備の更新等により生産・流通コスト縮減等について	0～12点
②特定苗木の出荷作業の効率化に向けた取組	苗木の効率的な出荷方法等による効率化について	0～12点
③特定苗木の安定供給に向けた取組	苗木の安定的な供給体制等に資する取組について	0～12点
④新たな技術の開発や販路拡大に向けた取組	新たな生産技術の開発、販路拡大の取組について	0～12点
⑤地域の林業等への貢献に向けた取組	苗木生産や森林整備等について、地域の林業等への貢献を図る取組について	0～12点
⑥上記以外に独自で行っている取組等	具体的な取組内容について	0～12点
⑦販売希望単価	—	-20～25点
⑧予定本数が増加する場合の対応	具体的な取組内容について	0～3点

※可能な限り、上記の取組内容に関する参考資料をご提出いただけますと幸いです。

# 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」に関する公募公告説明会

## 審査の方法及び協定予定者の選定等

「特定苗木の普及促進に向けた生産協定審査基準」により審査（公告参照）。

### ● 必須要件

- 申請者に求める要件をすべて満たしているか審査。一つでも欠格が認められた場合は、無資格。

### ● 評価項目

- 項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与。

### ● 優先順位の決定

- 審査の結果、評価点の上位者から順次、苗木価格の協議相手の優先順位を決定。

※評価点が同一点の者が複数存在する場合は、販売希望単価が低位なものを優先。  
これにより、同価格の者が複数存在する場合は、審査に關係のない職員によるくじ引きをもって決定。

### ● 苗木価格の協議

- 上記の優先順位に従い、実際の苗木単価を決定するための協議を行い、協議が整った場合に協定を締結。

※協定締結後は企画提案の内容も含めて局ホームページ上で公表。

# 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」に関する公募公告説明会

## 生産協定書（案）

【別紙2】

### 特定苗木の普及促進に向けた生産協定書（案）

近畿中国森林管理局長（以下「甲」という。）と・・・・・・（以下「乙」という。）とは、協定締結日から令和11年3月31日まで下記により特定苗木の普及促進に向けた生産協定を締結する。

物件番号○（○○ブロック）

令和　年　月　日

甲　　大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号  
近畿中国森林管理局長　印

乙　　・・・・・・・・  
・・・・・・・・　印  
記

第1条 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めること。

第2条 甲は、この協定に基づく苗木の需給計画を別記のとおり定めるとともに、安定的な使用に努めること。

なお、年度毎の具体的な出荷量については、事前に甲乙が協議の上決定し、需給計画から実際の使用量が著しく減少した場合は、甲の責任においてその受入先を選定する。

第3条 乙は、前条の需給計画に基づき、健全な苗木の生産に努めること。

なお、各年度の苗木の供給量が需給計画に満たない場合にあっては、速やかにその事實を甲に報告するとともに、天変地異の他、乙の責めに帰することのできない事由による場合を除き、乙の責任において不足分を用意すること。その際の苗木の規格、価格は本協定の内容に準じる。

第4条 乙は、年度毎に定める苗木の供給が完了した時は、甲に対して、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うこと。

第5条 乙が、本協定に基づいて生産する苗木は、別記に掲げる森林管理署等の所属長が発注する請負事業で使用することから、その請負者に販売するまで、乙の責において適切な維持、管理に努めること。

なお、納品された苗木は当該請負事業の特記仕様書に定める品質・規格に基づき、苗長、根本径、苗木の健全性等についての検査を行うことから、検査の結果、請負者から品質不良等の事由により交換を求められた場合はその指示に従うこと。

2 乙が、前項の請負者に販売する苗木の価格は、甲が乙から苗木の運送に要する費用を含めた見積を徴し、双方が協議の上決定する。

その際の苗木価格は、第9条の規定の場合を除き変更することはできない。

第6条 乙は、この協定に基づく苗木の販売にあたっては、採用された企画提案の内容を遵守すること。

第7条 甲は、乙が第5、6条の規定に反していた場合には、この協定を解除することができる。

第8条 甲は、前条の規定によるほか、乙が協定期間に本協定の公募公告に定める申請の要件を失ったときは、この協定を解除することができる。

2 乙は、前項により協定を解除された場合は、その解除によって生じる損害賠償の請求を行わない。

3 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙が協議の上、解決する。

4 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができる。

第9条 乙は、本協定における苗木の価格は、双方協議により採用されたものとするが、協定期間内において急激な賃金水準又は物価水準の変動により価格が著しく変動をきたした場合は、価格の変更を申し入れることができる。

2 前項の場合において、価格は甲乙が協議の上、変更する。

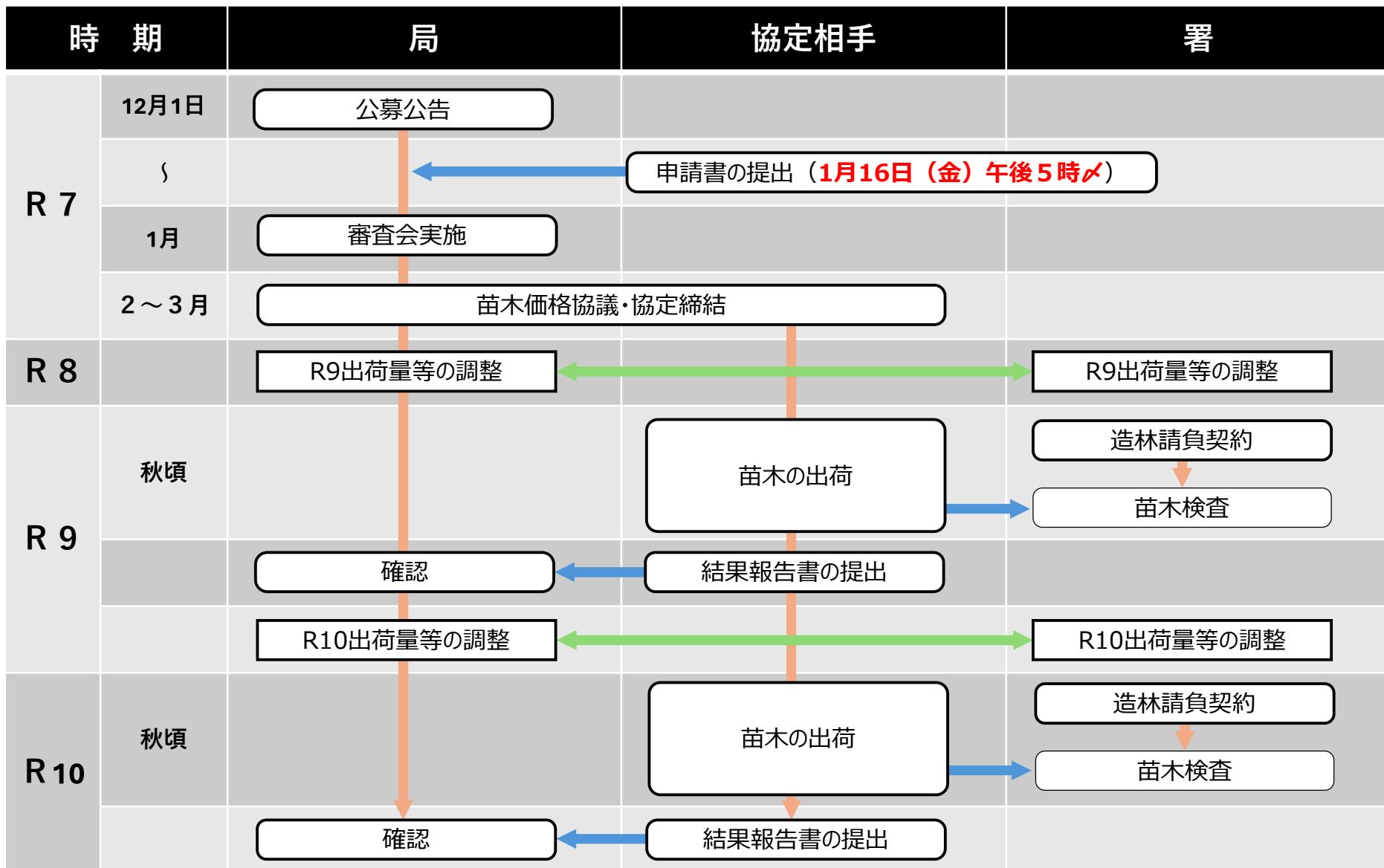
第10条 この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙が協議の上、解決する。

なお、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が乙に書面により通知する。

上記協定の証として、本協定書を2部作成し、甲乙各1通を保有する。

# 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」に関する公募公告説明会

## スケジュール（予定）



(空白ページ)

# 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」に関する公募公告説明会

## 事前質問

- 特定苗木（コンテナ）は、閉鎖型特定母樹採種園に限定することなく、野外型ミニチュア特定母樹採種園で採種した種子からでも育苗したものであればよいか。
- 公募予定のブロック数と苗数量はどうか。
- 秋のみ公募のようだが、春植栽はないのか。
- 公告内のスギの規格が根本径3.5mm上にした理由を参考に教えていただきたい。林野庁の規格では4mmとのことだが、違う理由はあるか。
- R9,R10年度以降の計画はあるか。継続的に実施するつもりか。
- 現在は「特定苗木」とのことだが、今後小花粉品種など「花粉の少ない苗木」に拡大する予定はあるか。

# 公 募 公 告

次のとおり公募します。

令和7年12月1日

近畿中国森林管理局長

## 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定」の実施に係る公募

近畿中国森林管理局では、近畿中国森林管理局長と特定苗木生産者が苗木の生産に関する協定（以下、「協定」という。）を締結し、森林管理署等が実施する請負事業において協定の対象となった苗木を使用することとして、下記の通り協定締結を希望する苗木生産者等を公募します。

記

### 1. 協定の目的

近畿中国森林管理局では、林業の収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の展開を目指し、今後増加する主伐後の再造林にあたって、成長に優れる特定母樹由来の特定苗木の積極的な導入による低コスト造林に取り組むこととしています。また、林野庁においては、エリートツリー等の成長に優れた苗木の活用について、「みどりの食料システム戦略（令和3年5月）」により、2030年までに林業用苗木の3割、2050年までに9割以上を目指すこととしています。

このような中、近畿中国森林管理局管内では特定苗木の生産・流通は始められたところであり、本協定は特定苗木の普及促進及び早期の安定的な生産体制の整備に資することを目的として行うものとします。

### 2. 公募物件の内容

#### (1) 公募物件及び使用予定の時期、数量等

##### ① 物件番号1（鳥取、広島ブロック）

植栽樹種	植栽時期	署等名	予定本数
スギ	R9秋	鳥取森林管理署	4,700
		広島北部森林管理署	5,400
計			10,100
スギ	R10秋	鳥取森林管理署	8,400
		広島北部森林管理署	1,900
計			10,300

(2) 物件番号2（広島、山口ブロック）

植栽樹種	植栽時期	署等名	予定本数
ヒノキ	R9秋	広島北部森林管理署	—
		広島森林管理署	4,200
		山口森林管理事務所	3,000
計			7,200
ヒノキ	R10秋	広島北部森林管理署	6,700
		広島森林管理署	3,200
		山口森林管理事務所	2,100
計			12,000

(2) 協定の期間

協定締結日から令和11年3月31日まで

(3) 苗木の規格

スギ特定苗木（コンテナ苗）

苗長：30cm以上 根元径：3.5mm以上 根鉢の容量：150cc 苗齢：2年生以上

ヒノキ特定苗木（コンテナ苗）

苗長：30cm以上 根本径：3.5mm以上 根鉢の容量：150cc 苗齢：2年生以上

注）2年生とは、満1年以上の苗をさす。

(4) その他

① 種子の採取地及び育成地が林業種苗法に基づく農林水産大臣の指定する配布区域内である苗木であること。

スギ：第2区若しくは第4区

ヒノキ：第2区

② 発育が完全で組織が充実し、下枝をよく張り、根鉢全体に根が張っていて、根鉢が容易に崩れないものであること。

③ 改正間伐等特措法に基づく特定母樹から採取された種穂による苗木であること。

④ 可能な限り形状比が100未満の苗木であること。

### 3. 申請の要件

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

(1) 林業種苗法第10条に基づき、都府県知事から生産事業者の登録を受けていること。

また、複数の生産者で構成される団体の申請にあっては、本協定に用いる苗を出荷しようとする生産者すべてがその登録を受けていること。

(2) 令和4年度から令和6年度の3年度間に渡って、十分な造林用苗木の生産・販売実績を有していること

(3) 近畿中国森林管理局長から指名停止を受けている期間中ではないこと

(4) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に經營を支配する建設業又はこれに準ずる者として、農林水産省発

注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

#### 4. 企画提案する課題

- (1) 特定苗木の生産・流通にかかるコストの縮減に向けた取組
- (2) 特定苗木の出荷作業の効率化に向けた取組
- (3) 特定苗木の安定供給に向けた取組
- (4) 新たな技術の開発や販路拡大に向けた取組
- (5) 地域の林業等への貢献に向けた取組
- (6) 上記以外に独自で行っている取組等
- (7) 販売希望単価（送料を除き、梱包等の出荷に要する費用を含んだ一本あたりの庭先渡し価格）
- (8) 予定本数が増加する場合の対応

#### 5. 申請方法及び申請期限

- (1) 提出書類（以下、「申請書等」という。）
  - ① 様式1「特定苗木の普及促進に向けた生産協定申請書」（以下、「申請書」という。）
  - ② 様式2「特定苗木の普及促進に向けた生産協定企画提案書」（以下、「企画提案書」という。）
  - ③ 林業種苗法第12条第1項により都府県知事から交付された登録証の写し  
複数の生産者で構成される団体にあっては、本協定に用いる苗を出荷しようとする  
生産者すべての登録証の写し
  - ④ 申請書等は2(1)に掲げる物件毎に作成すること。
- (2) 提出期限  
令和8年1月16日（金）午後5時必着とする。
- (3) 提出方法  
申請にあたっては、電子メール又は持参若しくは郵送によるものとし、以下の方法  
により提出すること。
  - ① 電子メールの場合
    - (4)に示す電子メールアドレスに、件名を「特定苗木生産協定企画提案書・物件番号〇・団体名」として、PDF形式により提出すること。  
なお、電子メール1通あたりの添付ファイルサイズの合計は15MB以下とし、超過する場合は複数の電子メールに分割して提出すること。
  - ② 持参の場合  
上記期限までの休日を除く毎日、午前9時～午後5時まで（ただし、正午から午後1時を除く。）に(4)の場所に持参すること。
  - ③ 郵送の場合  
封筒に「特定苗木生産協定企画提案書在中（物件番号〇）」と記載の上、簡易書留により提出すること。
- (4) 提出場所

〒530-0042

大阪府大阪市北区天満橋 1 丁目 8 番 75 号  
近畿中国森林管理局 森林整備課 造林係  
TEL : 050-3160-6780  
E-mail : kc\_seibi@maff.go.jp

## 6. 申請書等作成における留意事項

- (1) 作成に当たっては、最近の情勢を踏まえた具体的な内容を、可能な限り数値指標を用いて取組の目玉やトピックス等を分かりやすく記載すること。
- (2) 申請者は、別紙 1 「暴力団排除に関する誓約事項」について、申請書等の提出をもって宣誓したものとし、虚偽またはこれに反する行為が認められた場合は無効とする。
- (3) 企画提案書の作成に当たっては、以下に留意すること。
  - ① 複数の生産者で構成される団体の企画提案書については、代表者を定め、その代表者が提案内容をとりまとめて作成すること。
  - ② 上記①による場合の販売希望単価は、すべての生産者の価格をとりまとめ統一の単価を記載すること。

## 7. 審査の方法及び協定予定者の選定等

- (1) 別紙 3 「特定苗木の普及促進に向けた生産協定審査基準」に基づき申請書等の審査を行う。
- (2) 申請書等の審査に当たっては、以下の項目について評価・採点を行う。
  - ① 必須要件  
申請者に求める要件をすべて満たしているか審査する。一つでも欠格が認められた場合は、無資格とする。
  - ② 評価項目  
項目ごとに審査し、評価基準に従い配点を付与する。
- (3) 協議相手の優先順位の決定  
近畿中国森林管理局長は、審査の結果、評価点の上位者から順次、(4) の協議相手の優先順位を決定する。  
また、評価点が同一点の者が複数存在する場合は、販売希望単価が低位なものを優先する。これにより、同価格の者が複数存在する場合は、審査に関係のない職員によるくじ引きをもって決定する。  
なお、審査の結果、適切な者がいないと判断された場合は、協議相手を選定しないことがある。
- (4) 苗木価格の協議  
本協定における苗木の価格は、協議相手の販売希望単価と、森林管理局で算出した予定単価を比較のもと、双方が協議の上、実際の価格を決定することとし、協議が整った場合に協定を締結する。

## **8. 協定締結に当たって付する条件等**

- (1) 別紙2「特定苗木の普及促進に向けた生産協定書（案）」による。
- (2) 協定者は、協定期間の終了後、様式3「特定苗木の普及促進に向けた生産協定結果報告書」を近畿中国森林管理局長に提出すること。

## **9. 申請書等の返却の可否等**

- (1) 提出された申請書等は返却しない。
- (2) 近畿中国森林管理局長は、提出された申請書等を審査に係る事務手続き以外に提出者に無断で使用しない。

## **10. 協定内容の公表**

協定内容については、個人情報や、苗木の生産技術等の機密事項を除き、協定締結後に近畿中国森林管理局ホームページにより公表する。

## **11. 協定締結後における苗木の出荷等について**

- (1) 協定における苗木の価格は、協定期間内において急激な賃金水準又は物価水準の変動により価格が不適当となったと認められる場合において、近畿中国森林管理局長に対して価格の変更を申し入れることができる。
- (2) 本協定に基づく苗木は、森林管理署長等が令和9年度及び令和10年度に実行する請負事業で使用するため、その請負者へ販売すること。

なお、納品された苗木は当該請負事業の特記仕様書に定める規格に基づき、苗長、根本径、苗木の健全性等について検査を行うことから、請負者から品質不良等の事由により交換を求められた場合はその指示に従うこと。

- (3) 2(1)に示す物件毎の数量は公募公告日時点のものであるため、年毎の具体的な出荷量や出荷場所等については、事前に双方が協議の上決定する。

なお、実際の出荷量が予定数量から著しく減少する場合は、近畿中国森林管理局長の責任においてその受入先を選定する。

- (4) 出荷にあたっては、事前に協定者から苗木の運送に要する費用を含んだ見積を徴し、双方が協議の上、実際の価格を決定する。

その際に原則として苗木価格は採用された価格から変更することはできない。

- (5) 協定者は予定数量の出荷が困難となった場合は、速やかに近畿中国森林管理局に報告すること。

## **12. 問合せ先**

近畿中国森林管理局 森林整備部 森林整備課

TEL : 050-3160-6780

e-mail : kc\_seibi@maff.go.jp

## 【別紙1】

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、近畿中国森林管理局長の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

#### 記

##### 1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

##### 2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、特定苗木の普及促進に向けた生産協定申請書の提出をもって誓約します。

【別紙2】

**特定苗木の普及促進に向けた生産協定書（案）**

近畿中国森林管理局長（以下「甲」という。）と・・・・・（以下「乙」という。）とは、協定締結日から令和11年3月31日まで下記により特定苗木の普及促進に向けた生産協定を締結する。

物件番号〇（〇〇ブロック）

令和　年　月　日

甲　　大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番75号  
近畿中国森林管理局長　　印

乙　　・・・・・  
・・・・・  
・・・・・　印

記

**第1条** 甲乙双方は、信義に則り、相互に協力し、かつ、誠実にこの協定の遵守に努めること。

**第2条** 甲は、この協定に基づく苗木の需給計画を別記のとおり定めるとともに、安定的な使用に努めること。

なお、年度毎の具体的な出荷量については、事前に甲乙が協議の上決定し、需給計画から実際の使用量が著しく減少した場合は、甲の責任においてその受入先を選定する。

**第3条** 乙は、前条の需給計画に基づき、健全な苗木の生産に努めること。

なお、各年度の苗木の供給量が需給計画に満たない場合にあっては、速やかにその事実を甲に報告するとともに、天変地異の他、乙の責めに帰することのできない事由による場合を除き、乙の責任において不足分を用意すること。その際の苗木の規格、価格は本協定の内容に準じる。

**第4条** 乙は、年度毎に定める苗木の供給が完了した時は、甲に対して、企画提案書に記載した取組の実施状況について報告を行うこと。

**第5条** 乙が、本協定に基づいて生産する苗木は、別記に掲げる森林管理署等の所属長が発注する請負事業で使用することから、その請負者に販売するまで、乙の責において適切な維持、管理に努めること。

なお、納品された苗木は当該請負事業の特記仕様書に定める品質・規格に基づき、苗長、根本径、苗木の健全性等についての検査を行うことから、検査の結果、請負者から品質不良等の事由により交換を求められた場合はその指示に従うこと。

2 乙が、前項の請負者に販売する苗木の価格は、甲が乙から苗木の運送に要する費用を含めた見積を徵し、双方が協議の上決定する。

その際の苗木価格は、第9条の規定の場合を除き変更することはできない。

**第6条** 乙は、この協定に基づく苗木の販売にあたっては、採用された企画提案の内容を遵守すること。

**第7条** 甲は、乙が第5、6条の規定に反していた場合には、この協定を解除することができる。

**第8条** 甲は、前条の規定によるほか、乙が協定期間に本協定の公募公告に定める申請の要件を失ったときは、この協定を解除することができる。

2 乙は、前項により協定を解除された場合は、その解除によって生じる損害賠償の請求を行わない。

3 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙が協議の上、解決する。

4 甲乙双方は、特に必要と認める場合は、協議の上、この協定の変更又は解除をすることができる。

**第9条** 乙は、本協定における苗木の価格は、双方協議により採用されたものとするが、協定期間ににおいて急激な賃金水準又は物価水準の変動により価格が著しく変動をきたした場合は、価格の変更を申し入れることができる。

2 前項の場合において、価格は甲乙が協議の上、変更する。

**第10条** この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙が協議の上、解決する。

なお、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が乙に書面により通知する。

上記協定の証として、本協定書を2部作成し、甲乙各1通を保有する。

(別記)

**特定苗木の普及促進に向けた生産協定需給計画表**

植栽樹種	植栽時期	署等名	予定本数
計	R 9 秋		
計			
計	R10 秋		

※協定者の企画提案書を添付する

## 特定苗木の普及促進に向けた生産協定 審査基準

### 1. 必須要件

- (1) 林業種苗法第10条に基づき都府県知事から生産事業者の登録を受けていること。  
 また、複数の生産者で構成される団体の申請にあっては、本協定に用いる苗を出荷しようとする生産者すべてがその登録を受けていること。
- (2) 令和4年度から令和6年度の3年度間に渡って、十分な造林用苗木の生産・販売実績を有していること。
- (3) 近畿中国森林管理局長から指名停止を受けている期間中ではないこと。
- (4) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業又はこれに準ずる者として、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 2. 評価項目

(100点満点)

評価項目	評価基準	配点
提案課題	特定苗木の生産・流通にかかるコストの縮減に向けた取組	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの 優良と認められるもの 12点 上記以外 6点 取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの 0点
	特定苗木の出荷作業の効率化に向けた取組	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの 優良と認められるもの 12点 上記以外 6点 取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの 0点
	特定苗木の安定供給に向けた取組	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの 優良と認められるもの 12点 上記以外 6点 取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの 0点
	新たな技術の開発や販路拡大に向けた取組	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの 優良と認められるもの 12点 上記以外 6点 取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの 0点
	地域の林業等への貢献に向けた取組	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの 優良と認められるもの 12点 上記以外 6点 取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの 0点
	上記以外に独自で行っている取組等	取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されているもの 優良と認められるもの 12点 上記以外 6点 取組の具体的な内容及び数量的指標が記載されていないもの 0点
販売希望単価		80%未満 25点 80%以上 90%未満 20点 90%以上 100%未満 15点 100% 0点 100%超 120%未満 -10点 120%以上 -20点
予定本数が増加する場合の対応		対応可能 3点 対応不可 0点

【様式 1】

特定苗木の普及促進に向けた生産協定  
申請書

令和 年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

住 所  
商号又は名称  
氏 名

令和 7 年 月 日付けの公募公告による特定苗木の普及促進に向けた生産協定を希望するので、必要書類を添付のうえ、申請します。

1. 企画提案する物件番号

号 ( ブロック )

2. 添付書類

- (1) 特定苗木等の安定需給協定企画提案書（別紙様式 2）  
(2) 林業種苗法第 12 条第 1 項に基づく都府県知事から交付された登録証の写し  
(3) 販売実績を証明できる書類等の写し  
注) 複数の生産者で構成される団体の申請にあたっては、申請しようとするすべての者の登録証の写し、販売実績を証明できる書類等の写しを提出すること。

3. 造林用苗木の生産・販売実績等

- (1) 過去 3 年度間における造林用苗木生産実績

樹種	生産量（本）		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
スギ			
ヒノキ			
その他の樹種			
計			

- 注) 1 複数の生産者で構成される団体の申請にあたっては、それぞれの実績の合計を記載すること。  
2 その他の樹種の欄には林業種苗法に定める樹種の他、一般的に造林に用いられる広葉樹や、コウヨウザン等の合計を記載すること。

(2) 過去3年度間における造林用苗木販売実績

年度	樹種	販売量（本）	代表的な販売先
令和 4年	スギ		
	ヒノキ		
	その他の樹種		
	計		
令和 5年	スギ		
	ヒノキ		
	その他の樹種		
	計		
令和 6年	スギ		
	ヒノキ		
	その他の樹種		
	計		
合計			

- 注) 1 複数の生産者で構成される団体の申請にあたっては、それぞれの実績の合計を記載すること。  
 2 その他の樹種の欄には林業種苗法に定める樹種の他、一般的に造林に用いられる広葉樹や、コウヨウザン等の合計を記載すること。  
 3 代表的な販売先の欄には取引量の多い者など代表的な一者以上を記載すること。  
 4 販売先と取引した内容がわかる書類を添付すること。

【様式2】

特定苗木の普及促進に向けた生産協定  
企画提案書

令和 年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者 氏名

注) 複数の生産者で構成する団体の申請にあたっては、代表者が申請にかかる企画提案をとりまとめの上、一つの企画提案書として作成すること。

苗木の生産及び安定供給等に係る取組についての企画提案書を下記のとおり提出します。  
本企画提案書の提出に当たっては、虚偽の事実がないこと、協定の締結後は本企画提案書の内容に基づく取組を行うことを確約します。  
また、企画提案の審査結果について異議申し立てをしないこと、本企画提案書の内容を公表することについて了承します。  
なお、本企画提案書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

記

- 企画提案する物件番号
- 企画提案する取組内容
- 販売希望単価
- 予定本数が増加する場合の対応

作成担当者	団体名		
	役職名	氏名	
	電話	メールアドレス	

## 1. 企画提案する物件番号

号（ ブロック）

## 2. 企画提案する取組内容

項目	取組内容
①特定苗木の生産・流通にかかるコストの縮減に向けた取組	
②特定苗木の出荷作業の効率化に向けた取組	
③特定苗木の安定供給に向けた取組	
④新たな技術の開発や販路拡大に向けた取組	
⑤地域の林業等への貢献に向けた取組	
⑥上記以外に独自で行っている取組等	

注) 1 ①には特定苗木の生産予定地も記載すること。

2 可能な限り定量的な数値指標とともに具体的に記載すること。

## 3. 販売希望単価

販売希望単価（円）	円
-----------	---

注) 1 消費税抜き金額を記載すること。

2 販売希望単価は送料を除き、梱包等の出荷に要する費用を含む一本あたりの庭先渡し価格とする。

## 4. 予定本数が増加する場合の対応

対応が可能な場合は、出荷可能見込み本数を記入し、対応できない場合は、「対応不可」と記入すること。

令和9年度	
令和10年度	

**特定苗木の普及促進に向けた生産協定  
結果報告書**

令和 年 月 日

近畿中国森林管理局長 殿

住 所

商号又は名称

代表者 氏名

注) 複数の生産者で構成する団体の報告にあたっては、代表者が構成員すべての実績をとりまとめの上、一つの報告書として作成すること。

特定苗木の普及促進に向けた生産協定書第4条の規定により、別添のとおり協定に基づく企画提案内容についての令和 年度の取組状況を下記のとおり報告します。

本報告書の提出に当たっては、虚偽の事実がないことを確約するとともに、本報告書の内容を公表することがあることについて了承します。

なお、本報告書の内容に関する質問等への対応は以下の作成担当者が行います。

作成担当者	会社名		
	役職名		氏名
	電 話		メール アドレス

## 令和 年度販売分

### 1. 物件番号

号 ( ブロック )

### 2. 企画提案した取組内容の実施状況

項目	取組内容 (企画提案の内容を転記)	実施状況
①特定苗木の生産・流通にかかるコストの縮減に向けた取組		
②特定苗木の出荷方作業の効率化に向けた取組		
③特定苗木の安定供給に向けた取組		
④新たな技術の開発や販路拡大に向けた取組		
⑤地域の林業等への貢献に向けた取組		
⑥上記以外に独自で行っている取組等		

注) 1 「取組内容」に企画提案書の内容を転記して、「実施状況」に可能な限り定量的な数値指標とともに、具体的に取組状況を記載する。

2 必要に応じて、実施状況を確認できる資料を添付する。

### 3. 本協定に基づく苗木の販売実績表

植栽樹種	納入署等名	協定数量 (本)	販売数量 (本)	販売金額 (円)	販売先
合 計					

注) 1 金額は消費税抜き金額を記載すること。

2 販売先ごとに取引した内容を証明できる納品書等の資料を添付すること。